

議案第 4 4 号

三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱（昭和 5 0 年 6 月 7 日埼玉県生活福祉部長決裁）の精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者への対象拡大に伴う改正により、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和50年三芳町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの

第2条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。

第3条第1項第1号ア中「(平成17年法律第123号)」を削る。

第4条第1項中「第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金
- (2) 第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

参考

三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)から(5)まで 略 <u>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの</u> 2及び3 略 <u>4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。</u> <u>5 略</u>	(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)から(5)まで 略 2及び3 略 <u>4 略</u>

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律_____第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イからコまで 略

(2)から(13)まで 略

(医療費助成金)

第4条 町は、対象者に係る医療の一部負担金(次の各号に掲げるもの

_____を除く。)について、対象者に助成金を支給(以下「医療費助成」という。)するものとする。ただし、受給者の責め(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

(1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イからコまで 略

(2)から(13)まで 略

(医療費助成金)

第4条 町は、対象者に係る医療の一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。)について、対象者に助成金を支給(以下「医療費助成」という。)するものとする。ただし、受給者の責め(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

(2) <u>第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神 通院医療費以外の一部負担金</u> 2 及び 3 略	2 及び 3 略
--	-----------------